

内閣委員會議録 第十一号

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)
午前十一時四分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事青木 正君 理事大内 一郎君

江花 静君 木村 公平君

田中 啓一君 田中 萬逸君

平澤 長吉君 本多 市郎君

平川 篤雄君 鈴木 義男君

松岡 駒吉君 今野 武雄君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

國務大臣 大橋 武夫君

出席府委員

警察予備隊長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

警務局長 部 警務局長 中村 卓君

海上保安庁法の一部を改正する法律
案内閣提出第一〇〇号

警察予備隊令の一部を改正する等の
法律案(内閣提出第一二四号)

○八木委員長 これより会議を開きま
す。

本日は海上保安庁法の一部を改正す
る法律案内閣提出第百号、警察予備隊
令の一部を改正する等の法律案内閣提
出第百二十四号を議題といたします。

まず海上保安庁法の一部を改正する
法律案について昨日に引続きまして質
疑を行います。質疑の通告があります
からこれを許します。今野武雄君。

○今野委員 本日は海上保安庁法の一
部を改正する法律案のほか、警察予
備隊令の一部を改正する等の法律案と
いうものがあつておるわけであります
が、これなどをちよつと見ると、
と、まあはつきりした人員増加をする
という技術的な点だけにどめて、根
本的な点にあつては、おのづから受
けるわけですね。そしてなお新聞紙上
で伝えるところによれば、閣議等に
おいても、海上保安庁にそれから警察
予備隊、この両者をどういうふうにと
扱つかうかということについては、まだ
議論の最中であるというふうな印象が
あります。特に本日出席しておられる
村上さん、その中においていろいろ意見
を出しておられることなど、この根本
的な問題が、この根本の問題が、この
根本の問題が、この根本の問題が、こ
ういふために、かくの機構、こ

うことになつておりますが、そうい
う目的そのものについて、あるいはこ
の機構全体について、警察予備隊も含
めて、いわゆる保安機構全体につい
て、少しも明示されないで、この審議
を行うというところは非常に困難なこ
とに属するわけであります。そこで村上
さんからひとつその点について、全体
の保安機構というもののついてどうい
うことになつてゐるのか、また政府で
きまつてゐることがあればどういふ
うにきまつたのか、あるいはきまつた
い意見の段階に属するものがあれば、
そういふものをお聞かせ願つて、
そうしてその上で、そういうことにか
かわりなくこれができるといふ見通し
がつけば、この法案についてものと詳
しく質問したいと思つております。そ
の点ひとつお答え願ひます。

○村上國務大臣 この本法の改正法律
案につきましては、御審議を願つてお
る次第で、今海上の警備隊を編成する
ということは、海上保安庁が四年前に
きまつた当時から、実はその使命を果
す上において、希望を持つておつたの
であります。ようやく今回この警備隊
を設置するということに相なりまし
て、海上保安庁法の改正法律案を御審
議を願うということに相なりましたわ
けで、まあ前回の委員会の際にもその趣
旨によつていろいろお聞き願つた
ような次第であります。今お話の陸上
の警察予備隊とこれを一本にして総理
府にある機関を設けるといふことは新
聞紙上にも出ております。おそらくそ

れを御指摘になつておるのだと思つ
てあります。この分につきましてはま
だ確定をいたしておりません。大体の
筋をいたしましては、今海上保安庁に
おいてやつておられます航海安全業
務、そして航海安全業務は内容をさ
らに申しますと、海事検査の仕事で
あるとか、船舶及び船員についての問
題、それから水路部の仕事、燈台部の
仕事、こういうものは運輸省の海運行
政上絶対に必要であることは申し上げ
るまでもありません。いま一つの警備
救難の業務であります。この中で救
難の業務につきましても全面的にこれ
を総理府に移すといふことはおそらく
至難だと思つております。今申しま
す海難救済の仕事にしましても、非常
に大げさな海難がそこに発生したとい
うような場合に対処して救難事業に従
事するといふことは、これは必ずしも
運輸省に保留しておかなければならぬ
といふことも言ひにくいと思つてお
ります。さらに警備の仕事、これは
大体において移すといふことは移し得
るのじやないかといふふうに考へてお
ります。すなわち密貿易の取締りの問
題であります。あるいは密入国の取締
り、あるいは密漁の取締り、あるいは
海賊行為に対しての処置であるとか、
か、そういう海上の安寧の予防線
を、捜査といつたような仕事は、移す
といふことは移し得るものだと考へてお
ります。大体の構想を申し上げました。

○今野委員 ただいま村上さんのお認
めになつた通り、それは政府の意見と

しては、閣議においてまだ決定してな
い部分を含んでおる、特に海上警備隊
の部分についてはそうであります。こ
れは法案の内容を見ましても、海上警
備隊の場合には、軍隊と同じような
階級といつたようなものが特別に
あり、それからこの生活も昔の海兵
団を思わせるような生活を要求し、一
般公務員とは全然とした区別をして、
むしろ軍隊に近い、軍隊と言つて少
もさしつかえないようなことをやつて
ゐる。わずかに職員に意に反する処分
に対して公正審査会というふうなもの
があるけれども、これはもうそういう
生活環境に入れられての上であれば大
した意味もなさぬ。ふういふことか
ら見ますと、明らかに海上保安庁本来
の目的から少しはずれた、そして今
ここで議論になつておる、そして今
この部分を含んでおる。最近よくい
われてゐるいわゆる自衛能力、そうい
う面に属することがここに出てゐると
いふことを考へざるを得ないわけ
です。そして昨日もお話があつたよう
に、フリゲート艦千五百トンくらい
のものを十隻とか、巡視艇五十隻とか、
こつちのようなものを貸與を請うとい
うのですが、アメリカは、日本の問題
を論ずるときには、いつでも極東戦
争の一部として論じておる。こつちの
貸與をするにも、極東戦争の一部とし
て論じておることは、これは天下公知
の事実であります。特に今第七艦隊は日
本防衛艦隊というふうな建前になつて
おる。そして行政協定によつても日

本日の會議に付した事件

三月二十七日
委員若米地義三君辭任につき、その
補欠として平川篤雄君が議長の指名
で委員に選任された。

同日
小平忠君が委員を辭任した。

三月二十八日
委員門司亮君辭任につき、その補欠
として鈴木義男君が議長の指名で委
員に選任された。

第一類第一号 内閣委員會議録第十一号 昭和二十七年三月二十八日

本の自衛戦力というものを急速につくることが要請され、しかもそういうものがアメリカの軍隊の指揮下に動くということもその裏面に含まれておる。そういうような点から考えますと、明らかに当然海上保安庁の今までの建前の継続にすぎないという形で範囲を越えるものを出しておる。いわゆる氷山の一角どころか、もう少し多くの部分を出して来ておる。そういうふうにし

か考えられないわけで、私としてはもろこで審議をするのならば、その根本になる保安機構全体の問題を十分お伺いして、そうして細部のことをその上から検討したい、こういうふうに出していただくと思うのです。もしそちらで出したいというなら、こちらでもいろいろなことがありますが、個別のことにしたいと思います。

○八木委員 今野君、議題となつた内容に入ってください。仮定の前提をつけているとどうも逸脱して行くように思われます。

○村上国務大臣 ただいま、今回海上保安庁法を改正して警備隊を設置したという立法の趣旨につきましてこれは軍隊だというふうな御意見を伺いますが、これは全然軍隊ではないのでありまして、海上警備隊の任務は、海上における人命もしくは財産の保護、治安の維持のため緊急の必要がある場合に行動することを定めておるのであります。そういう目的で設置せんとするものでありまして、現在の海上保安庁の設置目的また所掌事務の範囲を何ら逸脱しておるものでないのではありません。現在の海上保安庁の設置目的の範囲に限定されておるのであります。軍

隊として行動するあるいは軍事目的のために行動するということとは、全然目的外であるのであります。ただここに緊急の必要がある場合という文字についてあるいは御疑問をお持ちになるのじやないかと思うのであります。これは先日も申し上げましたこと、たとえばある海域に大きな海難が起つて、多数の船舶が遭難しておる、ただちに相当の編隊をもつて救助におもむかなければならぬというふうな場合も予想しておりますし、また先般の十勝沖の震災の場合のような、高潮によりまして多数の船舶の沈没や流失が生じた、これらの救助を行わなければならぬ場合も想定いたしておるのであります。また日本の近海に合法的に出漁しておる漁船が海賊などに襲われまして不法に攻撃をされておるというふうな場合に、その保護に行動するとい

うようなことも考えておるのであります。また大規模な不法入国であるとか、密貿易の船舶が領海に入つたやうなときに、これを海上において捕提して取締るというふうなために行動する場合等も想定しておるのであります。あくまで海上における人命、財産の保護または治安の維持のためにはつておけないやうな事態が発生しておる場合に、ただちにこれを鎮圧して平穏に帰せしめる、海上の秩序を回復するといふ必要がある場合に行動するために設けんとするものであるのではありません。軍隊とかいふものは、第一にその目的において他国の武力による侵略に対して、国の主権の発動として武力をもつて対抗し、攻撃をし、あるいは防禦をするという性質のものであるのではありません。また一方からいいますれば、軍

隊はその装備なり編成の程度が、外国の攻撃力を想定して、これを前提として整備されるべきものであると信ずるのであります。しかるに今設けんとする海上警備隊は、第一にその目的において、前刻申し上げるやうに全然異なつておるのであります。一に海上における人命もしくは財産の保護、治安の維持のために、ただ緊急の必要ある場合に限りて行動するという性質のものであるのではありません。決して外国の攻撃力を想定して、それを前提として整備するといふものでは全然ないのであります。ただ海上における国内治安のある程度の紊乱を想定しまして、これに基いて、その限度内において整備をするという程度のものであるのではありません。この点御了承を願いたいと存じます。

○今野委員 それでは逐次に質問いたします。今日の日本タイムスによりまして、吉田首相は再びダレス氏にあつて、二月二十四日付で書簡を出しております。そして太平洋軍事同盟ですか、こういうやうなものを早急につくるといふやうなことを要請しておる。今国務省顧問をやめられたダレス氏に、二月二十四日付でそういう要請の手紙を出しておる、こういうやうに書いてあります。これは吉田首相に聞かなければおわかりかと思いますが、政府として、村上さんとしては、そういうやうな他国と、つまり日本それから台湾、フィリピン、それから朝鮮、それらとの軍事的な共同行動をとりきめるための相談が進んでいるというこれらの新聞の報道に対して、一体どういふふうにお考えになつておるか。そういうやうな事実はないと考えられるか、あるいはあると考えるか、その点お伺いしたいと思います。

○村上国務大臣 ただいま御指摘の往復文書と申しますか、それにつきましては全然私は承知しておりませんが、少くともこの問題と今お示しになつておる事柄とは全然関係がないというこ

とは断言できるのであります。先般も申し上げましたごとく、海上警備隊といふものは東京警視庁における予備隊、また大阪警視庁における機動隊とまつたく同じ性質のものであるのではありません。

○今野委員 大臣は先ほどからでき上つた作文を一生懸命読んでおられるので、その点は私としてはわからな

いで質問を進めます。

次にもう一つ伺いたいのは、日本政府としてアメリカに対し、海空軍を最小限度引続き十年間駐留することを要請したというふうな私ども聞き及んでおるのではありませんか、はたしてそれは事実であるかどうか。

○村上国務大臣 そういうことは全然承知いたしております。また政府におきまして、再々繰返し申し述べておられます通り、日本の経済力が許さないために、今日の客観情勢に対処して

国の平和を保ちたいということから日米安全協定ができたというところは明瞭であります。今言つたやうな事柄は、その点にかながみまして全然ないものと信じておるのであります。

○今野委員 次に、先ほどもちよつと長い質問で言つたのでありますが、アメリカの海軍から海上警備隊その他に

対して、行動について命令があつた場合には、それに応じなければならぬか

どうか、その点をお伺いしたいと思います。

○村上国務大臣 海上警備隊は日本の主権が回復せられ、独立国となつた以上は、あくまで日本の自力によつて、日本の独立意思によつて行動すべきものと思ひます。他国の命令を受けるやうな性質のものじやないかと私は信じております。

○今野委員 海上警備隊の場合はさう

かもしませんが、今までは占領下であるためにさうであつたのかもしれないけれども、いわゆる商船管理委員会

今は米船運航株式会社になりまして、ここでは引揚げるために借りたリパティ船などが、仁川上陸作戦以来

その前からでもずっとさうですが、朝鮮作戦以来米軍の輸送、あるいは米軍のために働く日本人の輸送、軍

需品の輸送、そういうことにどしどし使われておつたわけですね。そして船に乗ると、お前たちは軍属である、軍の規制を受けるのだというやうなことでやられておつたわけですね。上陸する

向うではカフエーでも、何でも、米軍用のところにだけ入るといふか、こうで、ほんとうに軍隊と同じ規制を受けている。

そうして船員なんかは働かされておつた。このことは多数の船員によつて訴えられて来て、確固たる事実となつて

いるわけですね。そういうやうな事柄が現に今まであつたわけですね。ただいま村上さんのお話ですと、結局さういふことは今後はないのか、さういふやうに理解してよろしいのですか。海上警備隊の場合はもちろん、あるいは一般船舶の場合、そういうことはな

くなる、こういうふうには何つてよろしいのですか。

○村上周六 今日まででも命令によつて動く、あるいは軍属——どういう意味でありますか存じませんが、軍属というふうな待遇を受けておるといふことは全然ないのであります、い

大臣があくまで事実でないと言ふなら、私は証人を連れて来て、ここでもつて証言をとつて、どちらが事実であるかということ、最後まで争わなければならぬと思ふのであります。もう一ぺんその点を確かめたいのです、はたしてそういうふうな軍の命令によつて、軍属と同じような待遇——待遇というか取扱ひを受けておつた船員が多数におつたということを否定されるかどうか、もう一ぺん伺ひたい。

○今野委員 たいだいまのことは、これは議論の問題じゃなくて事実問題で、必要とあれば証人を呼んで来てこ

○村上周六 たいだいまお示しのよ

○今野委員 私は運輸省がそういう命令を受けていたということを言つてい

○今野委員 命令または要請と言つた

○村上周六 海上保安庁としまし

○村上周六 海上保安庁は、先刻

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

ういふ事実は、私の認めるところでは

それからそういうふうな事実を大臣

○村上周六 海上保安庁としまし

○村上周六 海上保安庁は、先刻

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

の人命、財産の保護、治安の維持に当

○今野委員 それでよくわかつたので

○村上周六 それは今後の問題で

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

ごくわずかの間のことを言つてゐるに

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

○今野委員 今のような御答弁では、

員を侮辱するものはだしい答弁だと思ふ。そんなことで政府は国民を誹謗して、そうして再軍備をやり遂げようというやうなことであるならば、これはまさに国民の敵だと言わなければならぬ。そういうやうな言ひのされをここで聞くためにわれ／＼はわざわざこの国会に選ばれて来ているわけではない。その点私は委員長にお願いするのですが、村上さんがお答えがでないと言ふのですから、お答えのできない人を招かなければ、警備隊の性質については、ここに書いてあることは、ほんの二、三箇月のこと、あるいは長くても半年くらいのことにはすぎない。それをこゝでもって承認して、そして事実上戦力の基礎になる駆逐艦にも比すべき軍艦や、あるいはその他の巡視艇を借り入れるとかいうやうなことを承認してしまふというわけにいかないわけですか。その点おはからいを願ひたいと思ひます。

○八木委員長 今野君に申し上げます。先ほども申し上げましたように、議題となつておる議案の御審査をお願いいたし、議題を逸脱した面は、その案が議題となつたときに御発言を願ひように御進行願ひします。

○今野委員 私はそのことに對して従うわけにいかないように思われるのです。なぜかという、議題となつたと言われませんが、この議題と重大な関連があることに對してわれわれは質問する権利を持つてゐる。そういう権利を委員長はお認めにならないのですか。

○八木委員長 関連質問を私はいいないとは申し上げておけません。なるべく関連質問を局限せられて、議題となつたところに集中した質疑を継続されんことを希望しておるのであります。

○木村(公)委員 議事進行——これはまことに重大なことでありまして、先ほど来今野君の質疑を拜聴いたしておりますと、これはことごとく共産党の中央委員会の指令であります。しこうして中央委員会の指令は、すなわちモスクワの指令であります。これは今野君の意思ではなくして、單にモスクワの手先になつて、あらゆる面を軍備にわざとくつつけて、そうして国民を誹謗せんとする意図であることは明らかであるのであります。さういふ愚劣な手に委員長が乗られて、さうしてみだりに発言を許されるということでは、国会の権威のためによろしくないものであります。従つて委員長は、今後だけではない、共産党の議員諸君の発言に對しましては十分御検討あつて、いやしくも議題から逸脱したやうなことはもちろんのこと、ある一種の目的をもつて宣傳用になされるやうな質疑に對しては、断固として拒否されなければならぬと思ひますので、議事進行のために、この点は特にひとつ委員長におかれられてはつきりと御留意あらうと思ひますのであります。一言申し上げて、今後の指針にしていただきます。

○八木委員長 ただいまの議事進行に關する木村君の御意思は尊重して議事を進めます。

○今野委員 ただいま木村委員が、共産党に對する非常にデマ的な、宣傳的な発言を、議事進行の名においてなされたのであります。この点は、さういふ名において議員の当然持つべき権利を制限しようとするやうなことは、国会の権威を汚すものである。これは国民が審判すべきものである。近いうちにもまた選挙もあるといふことで、先から、そのときに国民が当然審判すべきものである。われ／＼はその国民の審判権を侵して、さうしてこゝでもつてわれ／＼が国民から当然委託されておる権利を放棄しようなどとは考えませぬし、委員長もまた賢明でありまして、さういふ点についてはさういふ措置は講じないと思ひますが、何とぞ私の質問の趣旨をくまれませんで、これは国家にとつても重大な問題でありますから、ぜひとも先ほどの警備隊の問題に對して十分な回答が得られるやうな措置を講じていただきたい。聞くところによれば、本日大橋國務大臣も出席なさるやうでありますから、そのときにやはり十分お伺ひして、なおわからなければ、ほかの方にも出ていただいた、そしてこの問題を明らかにしたいと思ひますが、さういふお伺ひはからいをお願い申し上げますか、どうですか。

○八木委員長 申し上げます。十分に御審議を願ひたく、本日は村上大臣を十時半定刻より御出席願ひしまして開会を待つておりましたが、今野委員のお出かけの三十分を待つて開会したのも、誠意ある委員長のとりにからいだと思います。村上大臣のおられる時間は、十二時までと約東申しておりますから、何とぞ質疑を継続されんことを望みます。

○今野委員 委員長は私の直接のことにはお答えになりませんでした。しかし私一人の上のことについてでありましたから、一言弁明いたしますが、今日都合があつて少し定刻に遅れたのでありますが、私としては今までずつと精勵して来た。諸君の出席をこゝでもつて三十分でも一時間でも待つてという態度ですつとやつて来たのであります。本日はやむを得ず三十分遅れたのです。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。そして先ほどのことはぜひひとついれていただきたい。私の村上さんに対するさつきの点については、もうそれ以上お答えが得られないといふことがわかりましたから、今委員長の要求の通り、さらに別な点について質疑を継続したいと思ひます。

もう一つお伺ひしたい点は、呉、佐世保、横須賀、多賀城、高座、沼津、鈴鹿、津、舞鶴、川棚等に旧海軍工廠があります。その旧海軍工廠は、現在でも一部はそうであります。今後米軍の管理、使用に属するといふことになつておるやうであります。このことはしかとさういふやうに承知してよろしいでしょうか。

○村上國務大臣 今のお尋ねであります。運輸省の所管でない——と申し上げては相済みませんけれども、確答を申し上げかねるのであります。

○今野委員 ただいま所管でないといふことで、政府としては御存じかと思つてお尋ねしたのですが、そのお尋ねした意味は、やはり海上警備隊に今の整備がつか入る。さういふものの整備をかけるのか、あるいは修理をするとかいふことについては、一体どういふやうな施設を予定しておられるか、その点をお伺ひしたのであります。

○村上國務大臣 船の修理につきましては、今日までもさうでありました。こゝとく、今後一般の民間造船所に依頼して来た。諸君の出席をこゝでもつて三十分でも一時間でも待つてという態度ですつとやつて来たのであります。本日はやむを得ず三十分遅れたのです。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。そして先ほどのことはぜひひとついれていただきたい。私の村上さんに対するさつきの点については、もうそれ以上お答えが得られないといふことがわかりましたから、今委員長の要求の通り、さらに別な点について質疑を継続したいと思ひます。

○村上國務大臣 まつたく無關係に考へております。ただ海上警備隊は、三つか四つの編隊で平素待期するといふことに相なります。その基地と申しますか、これにつきましては私もいろいろ考慮したのであります。一般の商港をデイスターブしたくないといふ考え、それから新たにさういふ基地を建設するといふことのために生ずる経費を避けたといふ考えで、今までの旧軍港の一部にさういふ場所を得た、さういふやうに考へております。

○今野委員 さうすると、具体的に言ふと、その基地といふのはどこでございますか。

○柳沢(米)政府委員 現在におきましては、先ほど大臣から申し上げました通り、われ／＼の今後持ちます基地といふものは、商港あるいは漁港といふものをあまりじやましないといふことを建前にしております。同時に、新しいものをつくりますときには相当経費がかかりますので、この経費はなるべく節約したいといふことで、できれば接岸ができ、しかもある程度施設が整つておるところといつて探して行きます。結局旧軍港に近いといふやうなところにおちつくのではないかと思ひます。これらの地点に關しまして、現在におきましては、大体横須賀あたりは使えるのではないかとさういふやうに考へております。それからその他の地方に

おきましては、地方の自治団体におきまして、これはわれ／＼が将来商港として使いたい、あるいは漁港として使いたいというふうな／＼要求がある。従いましてそれらとかみ合せまして現在研究中でございまして、早急にきめたい、そういうふうな考えております。

○今野委員 横須賀のほかに佐世保、舞鶴、大湊等いろいろありますが、そういうところはきまつてないわけですか。

○柳沢(米)政府委員 現在まだきまつておりません。

○今野委員 私、実は選挙区が横須賀なんです、特に今横須賀と言われたので、非常に重大だと思つておるのですが、横須賀その他の軍港では旧軍港市振興法というものが国会で成立し、住民投票によつて成立したわけです。それでこれは平和的な都市にするということ、その精神に従つて／＼の施設をして来た。そういうつもりで転換工場を盛んにし、また市民のための運動場をつくるとか、こういうことに金をかけてやつて来た。ところが最近になつてにわかになつて再び米軍に接収される、海上保安庁の關係はどことになるかわかりませんが、とにかくそういうようなことになりまして、非常に大きなショックを與えて、これは商工会議所も、市会も、市全体をあげてこれに対する反対運動をやつておる始末なんです。しかも横須賀は御存じの通りアメリカの極東艦隊、今じゃ日本防衛艦隊といふかもしませんが、これの最大の基地である。そういうところに一緒にいるといふことになりまして、これははいやがもうでも、横須賀市内では

もうささいなことまでがアメリカの海軍当局の干渉というものが入る。一つのキャパレー、ホテルを設けたりするのさへも、そういうところの意向というものが直接に出て来る。そういうところにも海上保安庁があつて、そしてしかもそのアメリカの海軍の指揮命令あるいは強い要請というものに影響されないで行動できるかどうかということに對しては、多大の疑問があるわけでありまして、そういう点について、先ほどの大臣の答弁なんかは、なか／＼実行したいものだといふふうな実感を持つて考えることができるわけですが、その点はいかがなものでしょうか。

○柳沢(米)政府委員 われ／＼は横須賀におきましても、現在すでに先機関として使つております区域だけを使つて行くのであります。なお他の地区におきましても同様でございしますが、地元の方公共団体と打合せしまして、そういう／＼の要望に對して、じやまをしないようにということをやつておるわけでありまして。なお今御指摘の、米海軍その他と近いからいろいろむづかしいじやないかというお話であります、われ／＼といたしましては、出先機關その他がそういうこととでデイスターブされることは、今までもなかつたし、独立後におきましてはそういうことはほとんど予想できないといふふうな考えております。

○今野委員 それではさらにその基地についてお伺いしたいのですが、今度艦艇が六十隻ふえる。それで場合によればさらに／＼ふえる見通しがあるわけですか。これはもうアメリカの国会その他でも盛んに放送されていると

ころであります、そういうのが奇妙に現実になつて現われて来るのが最近の情勢なんです。日本の国民が知らないうちに、アメリカの方で先に問題になつて、それからこつちが知る。そういうことになりまして、やはりこの艦艇などもさらにふえる見込みがある。そうすると、そういう基地というものも現在の程度で云々といふますけれども、さらに拡大されて来るおそれがあるわけですが、そういう点については、その用意をし、接收の準備などもしているのではないかと思ふのですが、その点をもしわかつていたら知らせてもらいたいと思ひます。

○柳沢(米)政府委員 現在におきましては、お話のようなことは一切承つておりません。なおそれに対して準備というふうなこともしてはおりません。

○今野委員 それでは次に、これは警備隊それ自身ではありませんけれども、それと関連がある問題として、ちやうど村上さんがおられますから、お答え願ひたいと思ふのですが、先ほど質問に出ました米船運航株式会社、この運航の最高責任は日本の会社の役員が握るという形式になつておりますが、事実上は極東軍艦隊司令部でやる。それでその／＼な仕事は、会社の方で／＼お伺いをしたり何かすると、一々向うからの指令で動く、こういうことになつておられますが、この米船運航株式会社なるものを、今後アメリカが運航の実権を握る、こういう形で今まで通りやつて行かれるつもりかどうか、その点お伺いしたい。

○村上国務大臣 ただいまの御質疑の内容を明確に把握できないのでありますが、商船管理委員会のお話だと拝察

するのであります。これは今までそういうものがありまして、先刻も申しました通り、占領下でありますからゆえに、要望があればこれに順応して動いたといふこともあつたかもしれないと思ひますが、これはもう御承知の通り解消せられることに相なつております。

○八木委員長 今野君に申し上げます。大橋国務大臣の説明聴取の時間と継ぎ合せになつておりますが、他に通告はないのでありますので、重要な御質疑があれば、一問だけにして打切つていただきます。

○今野委員 今の点をもうちよつと――村上さんのただいまの御答弁でこれからはよくなるというお話ですが、ところがアメリカ海軍省はこれに對して三億六千万円の運轉資金を出してあります。それはアメリカの上陸用舟艇が三十八隻も旧商船管理委員会のもとに就航しているし、それから船員はアメリカががいの制限をつけて階級軍をつける、こういうふうなことになるようでありまして、それで現在の船員たちは年とつた者は首にして、三十才以下のいわゆる戦える者で固める、つまり上陸撤収作業、そういうものに不向きな者はやめてしまふ。これは現にアメリカに用船されている關係もありまして、アメリカの海軍旗をつけてやる。こういうふうな状態になつていようであります、この上陸作戦のためには会社である。こういうふうに見ざるを得ない状態なんです。はたして先ほどのようなふうになるかどうか。事實は逆行しているのですが、その点はどんなものでしょうか。そういう事實は今言つたことと逆行してないかどうか。

○村上国務大臣 今お話のような状態には全然ならないと考えております。

○八木委員長 これにて海上保安庁設置法の一部を改正する法律案についての質疑は終了しました。本法案についての討論採決は後日に譲ります。

○八木委員長 次に警察予備隊令の一部を改正する等の法律案について提案理由の説明を聴取いたします。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

(警察予備隊令の一部改正)

第一条 警察予備隊令(昭和二十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「定員」を「定員(二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。)」に、「七万五千人」を「十一万一千七十六人」に、「七万五千人」を「十一万人」に改める。

第六条中「経理局」の下に、「工務局」を加え、同条に次の一項を加える。

2 本部に警察予備隊建設部を附置する。

第八条の次に次の一条を加える。

(募集事務の一部委任)

第八条の二 都道府県知事及び市長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の警察官の募集に關する事務の一部を行う。

2 前項の事務については、都道府

県知事は、市町村長を指揮監督する。

3 内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に対し、警察予備隊の警察官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

4 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(将来存続すべき命令)

第二条 前条に規定する命令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、当分の間、法律としての効力を有するものとする。

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

○大橋国務大臣 ただいま議題になりました警察予備隊令の一部を改正する等の法律案の提案の理由及び内容について概略を御説明申し上げます。

御承知のように警察予備隊令は、昭和二十五年八月に、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定されたのであります。

平和条約の効力が発生し、わが国が独立した後において、治安の問題はいよいよ重大を加えることが予想されますので、政府としてはこの際警察予備隊の機構をさらに整備して引続きこれを存続させる必要があると認め、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について大要

を御説明申し上げます。

まず第一条であります。これは現行警察予備隊令の改正であります。その第一は、定員の増加であります。

警察予備隊は、現在、警察官七万五千人、警察官以外の職員百人をもつて構成してあるものであります。独立後のわが国の治安情勢に対処するため、この際警察官三万五千人及び警察官以外の職員九百七十六人を増員しようとするものであります。

この警察官以外の職員の増員は、後述の警察予備隊本部の増員及び警察予備隊建設部の要員に充てるため等のものであります。次は本部機構の改正であります。本部に工務局を新設するとともに、警察予備隊建設部を付置しようとするものであります。

警察予備隊の建設業務、行政財産の管理等は、相当大なるものでありますので、これに対処してこれら業務の円滑を期するため、この際本部に工務局を新設し、また建設工事の実施等に当らせるため建設部を付置することになったと存するものであります。

次は、警察官の募集事務の処理についてであります。警察官の募集にあたり、その趣旨の徹底をはかり、募集事務の円滑を期するために今回その事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任することができるとして、このために必要な規定を設けますとともに、また国家地方警察及び自治体警察に對し募集事務の一部についてその協力を求めることとしたのであります。

しこうしてこれによりまして都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫で負担することとしたし

ております。

第二条は、警察予備隊令を当分の間、法律としての効力を存続せしめんとするものであります。なお、この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行することとしたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いたします。

○八木委員長 これにて提案理由の説明を終りました。質疑は通告順に順次これを許しますが、国務大臣の都合により今ただちに質疑を行いたいとの申出がありますから、今野君これを許します。今野君。

○今野委員 質疑はまた後に継続してお伺いしたいこともできると思いますが、お伺いしたいのです。この警察予備隊令というものを改正するの、一つの法律でやらなければならぬ、これはあるまいか、このことをごさいますか、しかしいふん奇妙な感じがするわけでありまして、世上ではまた内閣の提案予定の法律案の中に警察予備隊法があるいは今度名前がどうかかわるかかわらぬけれども、こういう法律案の提案が予定されているように聞き及んでおるわけでありまして、その法律案でもつておそらく、ここにも書いてある平和条約最初の効力発生の日からこういふふうにしたければならぬ根本の理由というものが明らかにされて、目標が明らかにされて、その上での機構改革ではないか、人数の増加ではないか、こういふふうに考えられるわけでありまして、そう考えてよろしいわけではございませんか。

○大橋国務大臣 この警察予備隊令はボツダム政令でありまして、ボツダム政令全体につきましては、御承知の通り平和条約発効の日より六箇月間法律としての効力を一応存続するということが規定がいたしてございます。従いまして警察予備隊令も一応その法律が施行せられますならば、当然六箇月間は法律として効力を有するわけでありまして、しかしながらこの警察予備隊令につきましては、すでに他の機会において申し上げたこともありますが、通り、一応一昨年八月発足の当時にございまして隊員を募集いたしました際、二年間の期間をおおむね約束して採用をいたしているというふうな経緯もございまして、また爾來今日に至りますまで隊務の運営にあたりましていろいろ新しい欠点もございまして、この結果実質的に警察予備隊令の内容を變更することが、予備隊の目的を達します上からいつて適當であると考えられる箇所もございまして、これらの点につきましては、その箇所を補充いたしましたものと、期間の切りかえの際に、警察予備隊という名前もその実体に必ずしも適切でないと認められますので、名称も多少變更するというようなことを研究をいたしておるわけでございます。従いましてこれらの研究も近く完了を見えと思っておりますので、それらの内容を持ちました法律を提案いたしたいと思っております。もちろんこの法律は今年の十月以降において効力を生ずることを目標として、提案をいたしたいと考えておるのでございます。しかしながら他面におきまして、二十七年年度の予算におきましては、三万五千人の増員を御審議願ひ、すでに昨日こ

の予算案も参議院を通過いたしましたというふうな状況でございますので、政府といたしましては、この三万五千の増員だけは、急速に法律案として提案をする必要があると存じたのであります。すなわちこれは予算を伴う法律案でございますから、予算案が成立する以前において国会に提案することが適當であるということが一つの理由でございます。それからまたこの予算を執行いたしますためには、十月以前において相當の準備等のため新しい仕事もございまして、また採用事務等もやらなければならぬ、そういうふうな関係からいたしまして、特に増員並びに増員に伴う諸般の手續等に関する部分だけを切り離して急ぎ提案をいたした、こういう理由でございます。

これが本案を提案するに至りました理由並びに経緯でございます。また後には提案を予定いたしております警察予備隊令の全般的改正との関係を申し上げた次第でございます。

○今野委員 非常に明快によくわかつたのであります。しかし予算というものでございまして、これはフリーハンドでもつて、何に使つてもいいということを出した予算ではないと思つたので、また予算は、もし使つた目的が消滅した際には使われないということもあり得るし、その他いろいろなことが必ずしも予算を使わなければならないというところにも当らぬと思つた。それで予算の使う目的というのはやはり十月以降の建前をもう少し明確にした——何という名前になるかわからぬ、警察予備隊じゃない保安隊になるか何か知りませんが、つまりそういうものをつくる

ための予算として出ていると思うので
す。そうするとこれはその準備であ
る。そういうふうに率直に考えられる
わけですが、ひとつどうでしょう、か
、そういうふうな考えでよろしいので
か。

○大橋国務大臣 それはちよつと、私
どもの予算に対する解釈と多少の食い
違ひがあるように存じます。と申しま
すのは、政府といたしましては、十月に
なりましますまでは、現在の形において
警察予備隊を統制して参る。そして現
在の形において統制にいたしまして
も、一応増員という事は当然予定し
なければならぬ、こう考えておるわ
けでございます。ですから増員の問題
と、警察予備隊を十月以降保安隊等適
当な名称に変更するかどうかという問
題は、全然別個の問題でありまして、
予算といたしましては、一応来年一ぱ
いこれが増員された形において統制す
るという前提においてでき上つてお
る、こういうふうな解釈にいたしてお
るわけでございます。

○今野委員 これは別個な、独立のも
のとしてやるというお話なんです、が、
そうすると、十月に切りかえる際は、
さらにこれより増員する可能性もまた
あると考へてよろしいのですか。

○大橋国務大臣 ただいまの予算とい
たしましては、二十七年年度中は十一万
人ということが前提となつて予算が組
まれております。ただ現在の予算は、
予算の問題と保安隊への切りかえとい
う問題は一応別個でございます、切
りかえようが切りかえまいが、とにかく
警察予備隊の実体が二十七年年度中増
員された形で継続するという事を前
提として予算ができておるので、切り

かえないかと、いうことは、これは法
律の問題でありまして、予算は、必ず
しも切りかえなければその予算は十月
一日以降は使えないというふうには私
ども考へておりません。もし切りかえ
なければ、現在の形で当然十月一日以
降も使えるものである、そしてまた
この法案は、議和条約発効後におきま
しても、当分の間現在の警察予備隊令
を法律として存続させる、こういうも
のでございまして、ただいま予算に
ついて私の申し上げました解釈の裏づ
けとなる法案がこの法案である、こう
存じます。

○今野委員 大分法律の建前の論議に
なつたわけでありましたが、さらに進め
ましてお伺いしたいと思ひます。それ
は、アメリカでは、どうも十一万では
不足だ、十八万人必要だ、そういう要
求が出ておるといふことを新聞紙上に
も見ておりますし、その前にもいろいろ
とそういうことを聞き及んでおるの
であります、こういうふうなことは、
は、今度は、十八万じやなくて、二十
万必要だといつて来るかもしれない、
いろいろとそういう論議が出て来るわ
けであります、本年中は、追加予算
などをとつてさらに増員するといふ
うな措置は決してしない、こういうこ
とを確定的に考へてよろしいかどうか
その点をお伺いしたい。

○大橋国務大臣 すでに安全保障条約
におきまして、日本が漸増的に自己の
防衛についてみずから責任を負うよう
な態勢をとるといふことを米國政府が
期待してゐる旨が明らかにされており
ますので、もちろん米國として、日
本の自衛力の漸増といふことについて
は多大の関心を持つておりまするばか

りでなく、これを期待いたしておるこ
とは事実であらうと思ひます。しかし
ながら十八万であるとか二十万である
とか、そういう具体的な目標を示し
て、これをすみやかに準備するように
といふような要請を受けた事実はござ
いしません。従いまして政府といたしま
しては、十一万の増員といふことも
すでに現在の予備隊にとりましては相
当大きな仕事でございまして、これに
ついては多大の努力を要することであ
る、こう存じておりまするので、それ
以上の増員につきましては、現在計画
を全然持つておらない状況でございま
す。

○今野委員 さらにそういう点につ
いてお伺いしたいと思ひますが、時間か
なくならないかと思ひますが、もう一
つだけ別なことをお伺いしたいので
す。それは先ほど海上保安庁の一部改
正、こういうことを論議しておつた際
に添着した疑問なのであります。それ
は警察予備隊といふものが、こういう建
前であるといふふうになつてゐる。し
かしながら世に伝へるところによれば
これは予備隊が性格をかえると一緒
に、そういうものも性格をかえるとい
ふふうには言われてゐる。そのこまかい
点については、いろいろと論議が閣内
でも行われてゐる、その中であります
が、そうすると、この予備隊令にても
海上警備隊の問題にしても、これは何
か非常に一時的なものである。この予
備隊令などは、一番長く考へて六箇
月、實際的には政府のおつもりとして
は十月まで、これは明瞭なんです。し
かし警察予備隊の場合はそのことが明瞭で
ないけれども、しかしいづれそのころ
には建前がかわるだらう、少くとも現

在の海上保安庁とは建前がかわつたと
ころのものになるだらうといふこと
は、ほゞ予想されてゐるところであ
ります。そうすると、こういうような政
府のいわゆる別な治安機構といひま
すか、われ／＼の考へるところでは、事
實上再軍備であるといふように考へま
すが、この問題に対して、もう少し全
貌を示していただかないと、これはや
つぱり事実上の準備になるのですか
ら、どうも十分審議ができない。あと
は新聞や何かで伝えられるところを
もとにして、これを考へて行くよりし
かたがない。こういうところへ追い込
まれるわけですが、この点について大橋
さんは、いわゆる、日本の自衛力につ
いてどういふふうな見解を持つてお
られるか、その機構についてどういふ
うな見解を持つておられるか、その点
をひとつお示しを願ひたいと思ひま
す。

○大橋国務大臣 今野君の御質問は、
海上警備隊が十月ころには性格をか
える、また警察予備隊も十月には性格
をかえる、こういうことを前提にしての
御質問のようでございますが、政府と
いたしましては、警察予備隊の性格を
十月にかえるといふ考へは毛頭持つて
おりません。ただ名称を適當な名称に
改めましますこと、警察予備隊本来の
目的から考へまして、現在の法規にお
いて不十分であると認められる事項を
補充したい、こういうことでござ
いまして、これはすなわち現在の警察
予備隊の性格をさらに明確ならしめる
ために措置するといふことを考へて
いただけでございます。海上警備隊につ
きましては、現在の海上保安庁法の改
正に盛られてありますところの海

上警備隊が、そのまゝの形でずつと統
いて行くといふふうには、私は了解を
いたしておる次第でございます。ただこ
こに一つ問題がありましますのは、この
警察予備隊と、海上保安庁に属せしめ
られることになつております海上警
備隊の所管官庁として、新しい機構を
考へておるといふことでございまして
これは所管の役所が違ふといふことだ
けであつて、警察予備隊なり、また所
管がえをされるところの海上警備隊と
いうものの本質、性格をどうも変更す
るものではない、こういうふうには私
は考へております。

○八木委員 本日はこれにて散会
いたし、次会は明日午前十時半より開
いたし、文部省設置法の一部を改正す
る法律案、公職に就く者の職務禁止、退
職等に関する勅令等の廃止に関する法
律案、特別調査官設置法の一部を改正
する法律案、法務府設置法の一部を改
正する法律案、及び海上保安庁法の一
部を改正する法律案の五法案を一括採
決し、警察予備隊令の一部を改正する
等の法律案について質疑を続行いたし
ます。

これにて散会いたします。
午後零時二十分散会

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所